

ダイヤランド区 幹事様 班長様

令和2年10月17日

ダイヤランド区 ダイヤランド区防災会

ダイヤランド区民生委員

【ダイヤランド区災害時避難行動要支援者に関するご理解とご協力のお願い】

【1】【災害時避難行動要支援者名簿】について。

平成25年6月、内閣府は災害対策基本法を改定し、各自治体に【災害時避難行動要支援者名簿】の作成が義務付けられました。

函南町では、

災害時に一人で避難することが困難な

1、80歳以上の高齢者 2、障害をお持ちの方々（身体及び精神）

の安全な避難行動や方法を確保するため ご本人のご同意をいただいた方についてのみ
【避難行動要支援者登録申請書兼登録台帳】を作成し、【災害時避難行動要支援者名簿】に
登録し、お住いの地域の自主防災組織や消防関係など、災害時に避難を支援する関係者へ提
供している。

●実際にはこの【災害時避難行動要支援者名簿】を民生委員が預かっており、発災時に区
長及び自主防災会長にお渡しし、開示していただきて救助活動を始めていただくようになっ
ております。

「しかし、高低差のある広大な森の中に住まいが点在しているダイヤランド区においては、発
災してから名簿を開示したのでは救助作業は到底間に合わないことが想定されることから、名
簿を有効に活用する方法を、民生委員としても自主防災会議に出席するなどして、思考して参
りました」

【2】昨年の台風19号によるダイヤランド区の断水被災。

大小種々の被害の中で、大きかったのは、（命の水）の断水でした。

4人の民生委員は発災後急遽開催された自主防災会議に、給水所まで水を汲みに行けない要
支援者70人余の名簿を開示し、少数の自主防災会委員と男性民生委員2人で、7日間、毎日
ダイヤランド中を上から下まで1件1件、配達していただきました。6キロの水を持ち階段
を上り下りしての配達は、大変な重労働だったことは想像に難くないませんでした。

【3】この経験から今後、同程度以上の被害が発生した場合、自主防災会委員、区の役
員、民生委員の限られた人数での対処は困難、不可能に近いことが浮き彫りになりました。

【4】ご近所さんの連携、助け合いが必要と考えます。

○阪神淡路大震災では、実際に8割の被災者がご近所さんによって、早期に救助されたと言われております。

○公的機関が救助活動を開始するまでには時間がかかります。

○最近の災害時の報道では、ほとんどのメディアが、一人では避難しないよう、危険ですからご近所で声を掛け合って避難するように、と呼びかけております。

【5】幹事さん、班長さんのネットワークで支援の輪を。

区の組織はピラミッド型に構成されて、区全体の各戸まで網羅されております。

このネットワークを使用させていただいて、。

●平時から、幹事さん、班長さんに、班に所属する要支援者の必要最小限の個人情報をお知らせし、その存在を知っていただくことで、多くの方々の避難等の支援が可能になります。早期により多くの要支援者を支えることに繋がると考えます。

【6】要支援者名簿の個人情報に関して、個人情報保護法の観点から。

●4人の民生委員が、要支援者70人余の1件1件を訪問し、

●幹事さん、班長さんに 必要最小限の情報を平時から開示する ことの承諾をいただきました。

【7】その上で、幹事さん、班長さんにお願いするものです。

各班に所属する要支援者の情報をお渡しますので、ご近所の要支援者の存在を知っていただきたい。

(例えば、広報の配布時などに一声掛けていただき、顔見知りになっていたければ、いざ、災害の時に支援しやすくなるのではないかでしょうか。)

●幹事さん、班長さんには、以上の事をご理解させていただいて、

どうかご協力をお願い致したいと思います。

●しかしながら、これは決して要支援者に避難行動を支援することを、約

束するものではありません。まずは幹事さん、班長さんご自身の身

の安全、ご家族の安全の確保が第一です。

その上でできる範囲でご近所の要支援者に手を差し伸べていただきたい。

以上